

○富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱

平成3年6月4日

教委告示第15号

改正 平成10年7月14日教委告示第11号

平成11年10月6日教委告示第17号

平成14年3月27日教委告示第7号

平成15年3月31日教委告示第5—2号

平成19年9月27日教委告示第18号

平成22年3月11日教委告示第7号

平成27年4月1日教委告示第8—2号

令和6年9月30日教委告示第15号

注 平成19年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市立水谷東公民館図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書の貸出し、収集及び保存に関すること。
- (2) おはなし会、ブックトーク等の集会事業に関すること。
- (3) 児童向け広報の発行及び児童の読書活動の普及に関すること。
- (4) その他図書室運営に必要な業務に関すること。

(平19教委告示18・一部改正)

(資料の配備)

第3条 図書室に配備する資料は、図書を原則とする。

(利用時間)

第4条 図書室の利用時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、特に必要があるときは、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、臨時にこれを変更することができる。

(平22教委告示7・全改、令6教委告示15・旧第5条繰上・一部改正)

(休室日)

第5条 図書室の休室日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に必要があるときは、教育委員会は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) 特別整理日（年15日以内で教育委員会が定める日をいう。）

（平22教委告示7・全改、平27教委告示8—2・一部改正、令6教委告示15・旧第6条繰上・一部改正）

(資料の貸出)

第6条 資料の貸出しは、個人又は団体に対して行う。

（令6教委告示15・旧第7条繰上）

(貸出期間)

第7条 資料の貸出期間は、貸出しの日から15日以内とする。

（令6教委告示15・旧第8条繰上）

(貸出冊数)

第8条 資料の貸出冊数の制限は、これを設けない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出しの冊数を制限することができる。

（平22教委告示7・一部改正、令6教委告示15・旧第9条繰上）

(損害賠償)

第9条 図書室の利用者が、自己の責めに帰すべき理由により資料を損傷又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償させるものとする。

（令6教委告示15・旧第10条繰上）

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

（令6教委告示15・旧第11条繰上）

附 則

この告示は、平成3年6月4日から施行する。

附 則（平成10年7月14日教委告示第11号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱の規定は、平成10年7月1日から適用する。

附 則（平成11年10月6日教委告示第17号）

この告示は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日教委告示第7号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日教委告示第5—2号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日教委告示第18号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日教委告示第7号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委告示第8—2号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日教委告示第15号）

この告示は、令和6年10月1日から施行する。